平成２６年（フ）第７３０号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目43番11号　ハイツアンビシャス203、従前の住所宮城県石巻市中里４丁目９番23号　小松方
債務者　菅野　知子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９９号
茨城県ひたちなか市大字東石川3600番地
債務者　新井　直美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４０１号
茨城県笠間市南友部388番地12
債務者　小嶋　京子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７号
茨城県水戸市内原町1654番地の１　ラ・ポールＩ202号
債務者　吉田　美絵
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４８８号
兵庫県姫路市峰南町１番70号　陸上自衛隊姫路駐とん部隊
債務者　大浦　隆正
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５９３号
広島県東広島市西条町寺家2540番地３
債務者　中合　昌子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８４号
広島市安佐南区上安５丁目３番22―202号
債務者　南波真理子（旧姓上戸）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３号
広島市佐伯区八幡３丁目14番３号　ビレッジ住岡Ａ102号
債務者　津村梨江子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４号
広島市中区橋本町２番18―406号
債務者　細川　美和
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６１号
愛媛県松山市鷹子町520番地１　鷹子マンション608号
債務者　山本　和徳
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９５６号
福岡県糟屋郡志免町志免中央４丁目15番12号
債務者　酒見　和樹
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４９号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目71番11号
債務者　松元幸一郎
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５６号
愛媛県宇和島市柿原310番地１
債務者　高木　　寿
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第３８７号
石川県白山市成町293番地１　コスモアパートメントあさがお88―101号室、従前の住所石川県白山市福留町660番地19
債務者　真よしことハッピーこと　眞吉　泰明
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１号
三重県津市藤方997番地８　グランドマリーナＣＧ―３
債務者　堀畑　太輔
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３６９号
滋賀県高島市安曇川町田中503番地　マンション太田町209号
債務者　稲本　勝己
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４号
滋賀県彦根市小泉町910番地35
債務者　外村　　晃
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
大津地方裁判所彦根支部